

横須賀市報

号外第 14 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次	
条 例	
◇児童福祉審議会条例中一部改正……………	2
◇田浦保育園移管法人選考委員会条例廃止……………	〃
◇手数料条例中一部改正……………	〃
◇保護施設等の設備等に関する基準を定める条例中一部改正……………	〃
◇女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例中一部改正……………	〃
◇民生委員定数条例中一部改正……………	〃
◇乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	〃
◇保育園条例中一部改正……………	3
◇こども園条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市放課後児童クラブ設置条例中一部改正……………	〃
◇指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中一部改正……………	〃
◇火葬場条例中一部改正……………	4
規 則	
◇保育園条例施行規則中一部改正……………	〃
◇指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）ほか 1 件について……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

- 児童福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第50号）
- 児童福祉審議会の委員の定数を改める。
 - 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 田浦保育園移管法人選考委員会条例を廃止する条例（条例第51号）
- 田浦保育園移管法人選考委員会を廃止する。
 - 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 手数料条例の一部を改正する条例（条例第52号）
- 横須賀都市計画高度地区の変更に伴い、横須賀都市計画高度地区に定める建築物の高さに関する制限の適用緩和及び適用除外に係る許可の申請に対する審査に係る手数料を設ける。
 - 施行期日 規則で定める日
- 保護施設等の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第53号）
- 保護施設等の運営基準を改める。
 - 救護施設及び更生施設に置くべき職員に、管理栄養士を加える。
 - 施行期日 公布の日（令和 7 年 9 月 25 日）
- 女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第54号）
- 女性自立支援施設に置くべき職員に、管理栄養士を加える。
 - 施行期日 公布の日（令和 7 年 9 月 25 日）
- 民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第55号）
- 民生委員の定数を改める。
 - 施行期日 令和 7 年 12 月 1 日
- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第56号）
- 児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。
 - 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、内閣府令の基準のとおりとする。
 - 施行期日 令和 7 年 10 月 1 日
- 保育園条例の一部を改正する条例（条例第57号）
- 田浦保育園、森崎保育園及びハイランド保育園を廃止し、船越保育園の位置を改める。
 - 田浦保育園の廃止に伴い、指定管理者に係る規定を廃止する。
 - 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日。ただし、1 の一部については、令和 7 年 10 月 1 日
- こども園条例の一部を改正する条例（条例第58号）
- 南こども園を設置する。
 - 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例（条例第59号）
- 望洋小学校放課後児童クラブ及び大楠小学校放課後児童クラブを設置する。
 - 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第60号）
- 就労選択支援に関する基準を定める。
 - 施行期日 令和 7 年 10 月 1 日
- 火葬場条例の一部を改正する条例（条例第61号）
- 市長が臨時に休日を変更（廃止）することができることとする。
 - 施行期日 令和 8 年 1 月 1 日

条 例

児童福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第50号

児童福祉審議会条例の一部を改正する条例
児童福祉審議会条例（平成17年横須賀市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「28人」を「30人」に改める。
附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

田浦保育園移管法人選考委員会条例を廃止する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第51号

田浦保育園移管法人選考委員会条例を廃止する条例
田浦保育園移管法人選考委員会条例（平成30年横須賀市条例第 6 号）は、廃止する。
附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第52号

手数料条例の一部を改正する条例
手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 6 第 1 項に次の 1 号を加える。
(8) 横須賀都市計画高度地区（平成16年横須賀市告示第11号）に定める建築物の高さに関する制限の適用緩和及び適用除外に係る許可の申請に対する審査
高度地区に定める建築物の高さの特例許可申請手数料16万円
附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

保護施設等の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第53号

保護施設等の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
保護施設等の設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第55号）の一部を次のように改正する。
第 7 条の次に次の 2 条を加える。
（就業環境の整備）
第 7 条の 2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）
第 7 条の 3 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければ

らない。
3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第 9 条に次の 1 項を加える。
3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第15条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。
第19条第 2 項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の 3 号を加える。
(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
第20条に次の 1 項を加える。
6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。
第24条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。
第25条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。
第26条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。
第35条第 2 項中「火気」を「火器」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第54号
女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第57号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 1 項第 3 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第55号
民生委員定数条例の一部を改正する条例
民生委員定数条例（平成25年横須賀市条例第78号）の一部を次のように改正する。
本則中「584 人」を「591 人」に改める。
附 則
この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第56号
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例
(趣旨)
第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164 号。以下「法」という。）第34条の16第 1 項の規定に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)
第 2 条 法第34条の16第 1 項に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）で定める基準のとおりとする。
(その他の事項)
第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則
この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。
~~~~~  
保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 7 年 9 月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第57号**  
保育園条例の一部を改正する条例  
保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表横須賀市立船越保育園の項中「横須賀市船越町 6 丁目69番地」を「横須賀市船越町 6 丁目47番地42」に改め、同表横須賀市立田浦保育園の項、横須賀市立森崎保育園の項及び横須賀市立ハイランド保育園の項を削る。  
第 5 条から第 8 条までを削る。  
第 9 条を第 5 条とする。  
第10条第 2 項中「（横須賀市立田浦保育園を除く。）」を削り、同条第 3 項を削り、同条を第 6 条とする。  
第 6 条の次に次の 1 条を加える。  
(開園時間)  
第 7 条 保育園の開園時間は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 月曜日から金曜日まで 午前 7 時から午後 7 時まで  
(2) 土曜日 午前 7 時30分から午後 4 時まで  
第11条を削る。  
第12条第 1 項各号列記以外の部分中「横須賀市立上町保育園及び」を削り、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。  
(2) 土曜日 午前 7 時30分から午後 4 時まで  
第12条第 6 項各号列記以外の部分中「の各号」及び「保育園の区分に応じ、当該各号に掲げる」を削り、同項各号を次のように改める。  
(1) 月曜日から金曜日まで 午前 7 時から午前 8 時まで及び午後 4 時から午後 7 時まで  
(2) 土曜日 午前 7 時30分から午前 8 時まで  
第12条を第 8 条とする。  
第13条中「（横須賀市立田浦保育園にあっては指定管理者）」を削り、同条を第 9 条とする。  
第14条を第10条とし、第15条を第11条とし、第16条を第12条とする。  
附 則  
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表横須賀市立船越保育園の項の改正規定は、令和 7 年10月 1 日から施行する。  
~~~~~  
こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日
横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第58号
こども園条例の一部を改正する条例
こども園条例（令和 3 年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。
(位置及び名称)
第 2 条 こども園の位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置	名 称
横須賀市小川町20番地	横須賀市立中央こども園
横須賀市久里浜 6 丁目11番12号	横須賀市立南こども園

附 則
1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後のこども園条例の規定による横須賀市立南こども園の入園の承諾に係る手続、延長保育又は預かり保育の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
~~~~~  
横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 7 年 9 月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第59号**  
横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例  
横須賀市放課後児童クラブ設置条例（平成30年横須賀市条例第82号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項の表中

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 横須賀市不入斗町 1 丁目 1 番地  | 鶴久保小学校放課後児童クラブ |
| 横須賀市野比 4 丁目 6 番 1 号 | 野比東小学校放課後児童クラブ |

を

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 横須賀市不入斗町 1 丁目 1 番地   | 鶴久保小学校放課後児童クラブ |
| 横須賀市桜が丘 1 丁目50 番 1 号 | 望洋小学校放課後児童クラブ  |
| 横須賀市野比 4 丁目 6 番 1 号  | 野比東小学校放課後児童クラブ |
| 横須賀市芦名 1 丁目29番 1 号   | 大楠小学校放課後児童クラブ  |

に

改める。  
附 則  
1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
2 改正後の横須賀市放課後児童クラブ設置条例の規定による望洋小学校放課後児童クラブ及び大楠小学校放課後児童クラブの使用の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
~~~~~  
指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月25日
横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第60号
指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。
目次中
「第 8 節 自立訓練（生活訓練）」
第 1 款 運営に関する基準（第18条・第19条）
第 2 款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第19条の 2）」
を
「第 8 節 自立訓練（生活訓練）」
第 1 款 運営に関する基準（第18条・第19条）
第 2 款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第19条の 第 8 節の 2 就労選択支援（第19条の 3 ・第19条の 4 ）

2) に改める。

」

第 2 章第 8 節の次に次の 1 節を加える。

第 8 節の 2 就労選択支援

(記録の保存期間)

第19条の 3 指定就労選択支援事業者は、会計に関する記録(指定就労選択支援の提供に係る給付に関するものに限る。)及び省令第 173 条の 9 において読み替えて準用する省令第75条第 2 項各号(第 1 号を除く。)に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(準用)

第19条の 4 第 4 条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条中「省令第 9 条第 1 項」とあるのは「省令第 173 条の 9 において準用する省令第 9 条第 1 項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

火葬場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第61号

火葬場条例の一部を改正する条例

火葬場条例(昭和39年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「休日を」の次に「変更し、又は」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

規 則

横須賀市規則第71号

保育園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

保育園条例施行規則の一部を改正する規則

保育園条例施行規則(昭和28年横須賀市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「152 人」を「125 人」に改め、同条第 2 号中「100 人」を「60人」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

横須賀市規則第72号

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する

基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規

則

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 166 条第 4 項」の次に「、第 173 条の 3 第 2 項」を加え、同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 166 条第 4 項ただし書」の次に「、第 173 条の 3 第 2 項ただし書」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第84号

令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算(第 4 号)及び同特別会計後期高齢者医療費補正予算(第 1 号)は、9 月19日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算(第 4 号)

令和 7 年度横須賀市の一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 357,539 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 181,399,262 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 使用料及び手数料	1 使 用 料	3,932,945 3,192,910	480 480	3,933,425 3,193,390
16 国庫支出金	2 国庫補助金 3 委 託 金	33,622,668 8,717,752 112,587	7,421 5,321 2,100	33,630,089 8,723,073 114,687
17 県支出金	2 県 補 助 金	11,828,904 3,315,551	△12,860 △12,860	11,816,044 3,302,691
19 寄 附 金	1 寄 附 金	1,414,897 1,414,897	6,000 6,000	1,420,897 1,420,897

20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	8,112,942 7,979,081	△100,000 △100,000	8,012,942 7,879,081
21 繰 越 金	1 繰 越 金	811,213 811,213	367,698 367,698	1,178,911 1,178,911
23 市 債	1 市 債	16,269,800 16,269,800	88,800 88,800	16,358,600 16,358,600
歳 入 合 計		181,041,723	357,539	181,399,262

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円	千円	千円
		23,370,626	279,522	23,650,148
	1 総 務 管 理 費	19,977,059	17,822	19,994,881
	2 徴 税 費	1,691,238	259,600	1,950,838
3 民 生 費	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	858,618	2,100	860,718
		76,331,930	110,245	76,442,175
	1 社 会 福 祉 費	36,044,728	264	36,044,992
	2 児 童 福 祉 費	29,056,164	99,531	29,155,695
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	11,230,068	10,450	11,240,518
		8,762,526	722	8,763,248
	1 保 健 衛 生 費	8,762,526	722	8,763,248
8 商 工 費		4,233,674	△94,000	4,139,674
	1 商 工 費	4,233,674	△94,000	4,139,674
9 土 木 費		17,027,273	61,050	17,088,323
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,893,679	32,450	3,926,129
	5 都 市 計 画 費	8,125,253	28,600	8,153,853
歳 出 合 計		181,041,723	357,539	181,399,262

第 2 表 繰越明許費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	社 会 福 祉 費	総 合 福 祉 会 館 費 (総合福祉会館運営管理事業)	17,230
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 橋 り ょ う 維 持 費 (自転車等駐車場維持管理事業)	32,450
	都 市 計 画 費	街 路 事 業 費 (追浜夏島線整備事業)	28,600
消 防 費	消 防 費	防 災 対 策 費 (地域防災力整備推進事業)	26,505

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	区 分	金 額
消 防 費	消 防 費	消 防 施 設 費 (消防車両整備事業)	補正前	198,335
			補正後	265,922

第 3 表 地方債補正
変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
行 政 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	補 正 前	149,300
	補 正 後	164,100
自 転 車 等 駐 車 場 整 備 事 業 費	補 正 前	4,900
	補 正 後	37,300
街 路 事 業 費	補 正 前	92,200
	補 正 後	120,800

消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	3,211,500
	補 正 後	3,224,500

令和 7 年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費補正予算（第 1 号）
令和 7 年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,090 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,539,090 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国 庫 支 出 金		千円	千円	千円
		0	13,090	13,090
	1 国 庫 補 助 金	0	13,090	13,090
歳 入 合 計		8,526,000	13,090	8,539,090

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業費		千円	千円	千円
		264,558	13,090	277,648
	1 総 務 管 理 費	264,558	13,090	277,648
歳 出 合 計		8,526,000	13,090	8,539,090